

事業の継続と雇用の維持を目的とした

新しい 給付金が登場!

上限なし

2021年3月～、高知県は県独自の制度として、
「雇用維持臨時支援給付金」の給付を開始します。

給付要件や申請方法は裏面又は「高知県 経営支援課」HPで検索!

高知県 経営支援課

検索

POINT 1

給付者は?

高知県です。

県独自の「雇用維持臨時支援給付金」制度として、社会保険料(事業主負担額)や県内従業員数、売上減少率に応じた給付金を給付します。

健康保険

厚生年金

子ども子育て拠出金

算定方法は裏面を確認!



POINT 2

誰が対象?

**県内に
事業所を有する
中堅・中小企業、
個人事業者です。**



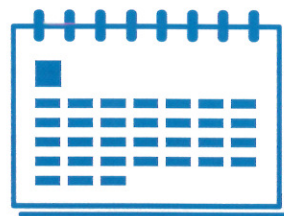
給付要件は裏面を確認!



POINT 3

申請期間は?

**令和3年
3月31日(水)から
5月31日(月)まで
です。**



※令和3年5月31日(月)の
消印有効

申請手続きの方法

詳しくは「高知県 経営支援課」のHPをチェック! →



■給付の要件

- ① 県内に事業所を有し、事業を営んでいる中堅企業、中小企業その他の法人等及び個人事業者であること
- ② 令和2年1月から令和2年12月までの年間売上高の合計が、前年同期比で15%以上減少していること
- ③ 令和2年12月から令和3年3月までの任意の連続する2か月の売上高の合計が前年(又は前々年)同期比で30%以上減少していること
- ④ 上記③の2か月の社会保険料を納付している(又は納付猶予を受けている)こと
- ⑤ 高知県税を滞納していない(又は徴収猶予を受けている)こと
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等に該当しないこと

■給付額の算定方法

$$\left(A \times \frac{B}{C} - D\right) \times \frac{E}{50} \times \frac{2}{3}$$

A: 対象期間の社会保険料(事業主負担分)納付額の合計

B: 県内従業員数

C: 全従業員数

D: 既に受給した高知県営業時間短縮要請協力金及び高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の総額

E: 対象期間の売上減少幅(単位: %)ただし、30%から50%までの数値とし、上限は50%とする

■給付金の申請の流れ

STEP 1

申請書類を入手

いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

- ① 高知県庁のホームページから印刷又はダウンロード
- ② 高知県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- ③ 県合同庁舎及び県税事務所で受け取る
- ④ 各市町村役場で受け取る

※③④は平日のみ(8:30~17:15)
※窓口での相談対応は実施しておりません。

STEP 2

申請書類を作成

「給付金給付等要領」を見ながら、下記の書類を作成してください。

▼記入が必要な書類

- ☐ 申請書
- ☐ 誓約書(自署に限る)
- ☐ 売上減少等の証明申請書
(商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など国が認定した認定経営革新等支援機関等が証明した原本に限る)

▼添付が必要な書類

- ☐ 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類(許可等が必要としない業種の場合は不要)
- ☐ 住所が分かる本人確認書類
- ☐ 納付した社会保険料の金額(又は納付猶予を受けた金額)が分かる書類の写し
- ☐ 高知県税の滞納がない(又は徴収猶予を受けている)旨を証する納税証明書の原本
- ☐ 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

STEP 3

申請書類を提出

いずれかご都合の良い方法で、申請書類を提出してください。※持参による申請は受け付けておりません。

① 簡易書留・特定記録など、追跡できる方法で郵送

〈送付先〉
〒780-8570 高知県庁
高知県雇用維持臨時支援給付金
申請受付センター

② 高知県経営支援課ホームページ内の申請フォームで電子申請



審査

口座にお振込

※審査の結果、不給付となる場合がございます。

お問い合わせ

「高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター」まで
お気軽にお電話ください。

TEL.088-821-7566

〈受付時間〉午前9時~午後5時(平日のみ)